

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		省略可能な書類					
		法人の場合	個人の場合	譲渡（譲受人）	合併（合併存続法人）	合併（合併により新設される法人）	分割（分割により新設される法人を除く。）	分割（分割承継法人に限る。）	分割（新設分割により新設される法人に限る。）
	山口県様式	◎	◎	●	●	●	●	●	●
申請書	第22号の5	◎	◎	●	—	—	—	—	—
	別紙一	◎	×	●	—	—	—	—	—
	別紙二	◎	◎	●	—	—	—	—	—
	別紙三	◎	◎	●	—	—	—	—	—
	第22号の7	◎	×	—	●	●	—	—	—
	別紙一	◎	×	—	●	●	—	—	—
	別紙二	◎	×	—	●	●	—	—	—
	別紙三	◎	×	—	●	●	—	—	—
	第22号の8	◎	×	—	—	—	●	●	●
	別紙一	◎	×	—	—	—	●	●	●
	別紙二	◎	×	—	—	—	●	●	●
	別紙三	◎	×	—	—	—	●	●	●
添付書類	第2号	◎	◎	○	○	—	○	—	—
	第3号	◎	◎	○	○	—	○	—	—
	第4号	◎	◎	●	●	●	●	●	●
	第6号	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	第7号	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	第7号別紙	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	第7号の2	◎	◎	△	△	—	△	—	—
	第7号の2別紙1	◎	◎	△	△	—	△	—	—
	第7号の2別紙2	◎	◎	△	△	—	△	—	—
	—	◎	◎	△	△	—	△	—	—
	第11号	◎	◎	●	●	●	●	●	●
	第12号	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	第13号	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	—	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	—	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	—	◎	×	△	△	●	△	●	●
	第14号	◎	×	△	△	●	△	●	●
	第15号	◎	×	○	○	—	○	—	—
	第16号	◎	×	○	○	—	○	—	—
	第17号	◎	×	○	○	—	○	—	—
	第17号の2	◎	×	○	○	—	○	—	—
	第17号の3	◎	×	○	○	—	○	—	—
	第18号	×	◎	○	—	—	—	—	—
	第19号	×	◎	○	—	—	—	—	—
	—	◎	◎	△	△	—	△	—	—
	第20号	◎	◎	●	●	—	●	—	—
	第20号の2	◎	◎	△	△	—	△	—	—
	—	◎	◎	○	○	—	○	—	—
	第20号の3	◎	◎	△	△	●	△	●	●
	第22号の6	◎	◎	●	●	●	●	●	●
	—	◎	◎	●	—	—	—	—	—
	—	◎	◎	●	—	—	—	—	—
	—	◎	×	—	●	●	—	—	—
	—	◎	×	—	●	●	—	—	—
	—	◎	×	—	—	—	●	●	●
	—	◎	×	—	—	—	●	●	●
	—	◎	×	—	—	—	●	●	●
	—	◎	×	—	—	—	●	●	●
	—	◎	◎	●	●	—	●	—	—

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- (注 1) 譲渡人及び譲受人の連署が必要です。
- (注 2) 合併消滅法人（建設業者）、建設業者以外の合併消滅法人及び合併存続法人の連署が必要です。
- (注 3) 分割被承継法人（建設業者）、建設業者以外の分割被承継法人及び分割承継法人の連署が必要です。（新設分割の場合で、分割被承継法人（建設業者）が 1 者の場合は、分割被承継法人（建設業者）の署名が必要です。）
- (注 4) 「建設業法施行令第 3 条に規定する使用人」については P. 16 を参照してください。
- (注 5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。
- (注 6) 建設業法施行規則第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。
- (注 7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。
- (注 8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人について提出が必要です。
- (注 9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細は P. 25～27 を参照してください。
- (注 10) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が 1 億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの
- (注 11) 登記事項証明書
商業登記がなされている場合においては登記事項証明書（個人事業で支配人登記がなされている場合を含む。）、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。
- (注 12) 事業税の納税証明書を添付します。
- (注 13) 譲渡人又は譲受人が法人である場合のみ提出が必要です。
- (注 14) 譲受人が個人であっても、譲渡人が法人であれば提出が必要です。
- (注 15) 一般建設業の許可を受けている被承継人に係る認可において、承継人の許可取得後の営業期間が 5 年未満かつ直近の決算書の自己資本が 500 万円未満の場合添付します。

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号			書類の名称	要◎ 否×	
			書類の名称 「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…相続人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…相続人が建設業許可業者であり、記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…該当者のみ提出 ―…不要		
申請書	山口県様式		認可申請書表紙	●	
	第22号の10		相続認可申請書	●	
	別紙一		営業所一覧表	●	
	別紙二		営業所技術者等一覧表	●	
添付書類	―		被相続人と続柄を証する書類（戸籍謄本等）	●	
	第2号		工事経歴書	○	
	第3号		直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	
	第4号		使用人数	●	
	第6号		誓約書	△	
	いずれか	役員等 + 補佐	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	△
			第7号別紙	常勤役員等の略歴書	△
			第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	△
			第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	△
			第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△
			―	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	△
	第7号の3		健康保険等の加入状況（注1）	◇	
	―		建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注2）	◇	
	第22号の11		誓約書（注3）	◇	
	第11号		建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	●	
	第12号		許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注6）	△	
	第13号		建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注7）	△	
	―		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	△	
	―		成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	△	
	第18号		貸借対照表（個人）	○	
	第19号		損益計算書（個人）	○	
	―		登記事項証明書（注10）	△	
	第20号		営業の沿革	●	
	第20号の2		所属建設業者団体	△	
	―		納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注11）	○	
	第20号の3		主要取引金融機関名	△	
	―		申請者以外の相続人の同意書（注12）	◇	
―		金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注13）	●		

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(注1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、すでに適用事業所等に係る届出の提出を行っている場合のみ、提出が必要です。

(注2) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出する場合は、以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

(注3) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出しない場合は、提出が必要です。

(注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。

(注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。

(注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。

(注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。

(注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。

(注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。

(注10) 登記事項証明書

個人事業で支配人登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書について添付することになります。

(注11) 事業税の納税証明書を添付します。

(注12) 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書の提出が必要です。

(注13) 一般建設業の許可を受けている被相続人に係る認可において、相続人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

(イ) 確認資料

確認資料は、許可申請等と同様に、以下の許可要件に関する確認項目について確認するための資料です。(3)エ(ア)により以下の書類を提出する場合は、確認資料を窓口申請時に提出または提示してください。

提出書類	許可要件	確認項目	確認資料
・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（第7号） ・常勤役員等の略歴書（第7号別紙） ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2） ・常勤役員等の略歴書（第7号の2別紙1） ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2）	常勤役員等	建設業又は建設業以外の事業の経験	P. 29～30のとお
		経験したときの地位、事務内容及び経験期間	
		現在の常勤性（注）	
・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2） ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2）	常勤役員等を直接補佐する者	経験内容	P. 30～31のとお
		経験したときの地位	
		経験期間	
・営業所技術者等一覧表（別紙三）	営業所技術者等	実務経験の内容	P. 32のとお
		指定の資格	
		指導監督的実務経験	
		現在の常勤性（注）	

（注）認可申請時時点で常勤性を確認できる場合に限りま。